

岐阜市介護保険施設等における事故・事件発生時の報告取扱い基準

制定：平成31年4月1日（平成31年2月26日 決裁）

改正：令和元年9月1日（令和元年8月20日 決裁）

改正：令和 2年6月1日（令和 2年5月27日 決裁）

改正：令和 4年4月1日（令和 4年1月21日 決裁）

改正：令和 6年5月17日（令和 6年5月17日 決裁）

岐阜市老人福祉施設及び老人居宅生活支援事業等における事故・事件発生時の報告取扱い基準（平成16年3月31日決裁）の全部を改正する。

1 目的

この要領は、介護保険施設等において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故、虐待、火災、入所者等の行方不明、法人役員・職員による法令違反・不祥事、食中毒・感染症、疥癬、災害等が発生した場合の、介護保険施設等の事業者から市への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生要因や事故対応及び再発防止策を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び介護保険施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 事故・事件報告の対象となる施設及び事業

報告の対象となる介護保険施設等は以下のとおりとする。

ただし、市所管のもの（市の被保険者が市所管以外の介護保険施設等を利用する場合も含む。）に限る。

・老人福祉施設

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）

・介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院

・居宅サービス事業所（介護予防サービスを含む）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

・地域密着型サービス事業所（介護予防サービスを含む）

定期巡回・随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

・居宅介護支援事業所

・介護予防・日常生活支援総合事業所

訪問介護相当サービス事業、通所介護相当サービス事業、基準緩和型デイサービス事業

3 報告の範囲

介護保険施設等は、次の場合市（介護保険施設等を所管する課）へ報告すること。

(1) サービス提供中の利用者の事故等（医療機関を受診又は入院に限る）

（注1）「事故等」とは、利用者自身や第三者に起因するものを含み、施設側の過失の有無は問わない。例

例えば、利用者自身による異食も含む。

(注2) 利用者が疾病により死亡したと考えられる場合であっても、死因に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。

(注3) 「サービス提供中」とは、施設内における事故のほか、送迎、通院、レクリエーション中の施設外の事故を含む。

- (2) 虐待案件（疑いがあるものを含む）
- (3) 火災
- (4) 入所者等の行方不明
- (5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事等（利用者からの預り金の横領、個人情報紛失等）
- (6) 食中毒・感染症
- (7) 災害
- (8) その他、報告が必要と認められる事故・事件の発生

4 報告期限及び報告事項

報告対象	報告期限	報告事項
(1) サービス提供中の利用者の事故等 ・死亡 ・重症（入院期間が1月を超えると見込まれるもの等） ・上記以外	・発生（発見）から24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告 ・発生（発見）から1週間以内に報告	・様式1-1 による ・様式1-2 による ・様式1-3による
(2) 虐待（疑いを含む）	・発生（発見）から24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
(3) 火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・発生から 24 時間以内に報告	・様式2-1（総括表）による 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式2-2（個票）による
(4) 入所者等の行方不明	・発生（判明）から24 時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・様式3による
(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	・発生（判明）から 24 時間以内に第一報を報告	・任意様式
(6) 食中毒・感染症（疥癬を除く。）	・下記に達した場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中	(介護保険課及び高齢福祉課への報告) ・様式4-1による ・様式4-2による ・様式5-1による ・様式5-2による

	毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合 であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合	(感染症・医務薬務課への報告) ・感染症に係る集団発生報告書による
・疥癬	・発生(発見)から1週間以内に報告	(介護保険課及び高齢福祉課への報告) ・様式5-1による ・様式5-2による
(7) 災害	・速やかに報告	・様式6による
(8) その他、報告が必要と認められる事故・事件の発生	・速やかに報告	・任意様式

5 報告の手順

市への報告に際しては、各事業者は、原則として市へ様式を用いて報告する(電子メールによる報告が望ましい。)こととする。

ただし、前記「4 報告期限及び報告事項」において、発生(発見)から24時間以内での第一報の報告が義務付けられていない事故・事件が発生した際には、以降のトラブルを未然に防ぐため、速やかに第一報を電話等で報告することとする。

電子メール等の場合は、到着したかどうかの確認を行うこと。また、電話の場合は、連絡者の氏名を伝えるとともに、市の受付者の氏名を確認すること。

6 報告先

各事業者の所管課(介護保険課又は高齢福祉課)に報告することとする。(ただし、4(6)食中毒については食品衛生課、感染症については感染症・医務薬務課へも報告すること。)

(注) 報告には利用者の個人情報が含まれるためその取扱いに十分注意するものとする。

7 報告に対する市の対応

- (1) 事故の状況を把握し、当該事業者の対応状況に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに、必要に応じて、利用者及びその他関係者に対して事実確認等を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業者の所在する市

町村と連携を図るものとする。

- (2) 重大な事故については、必要に応じて、県、国民健康保険団体連合会又は国と連携を図るものとする。

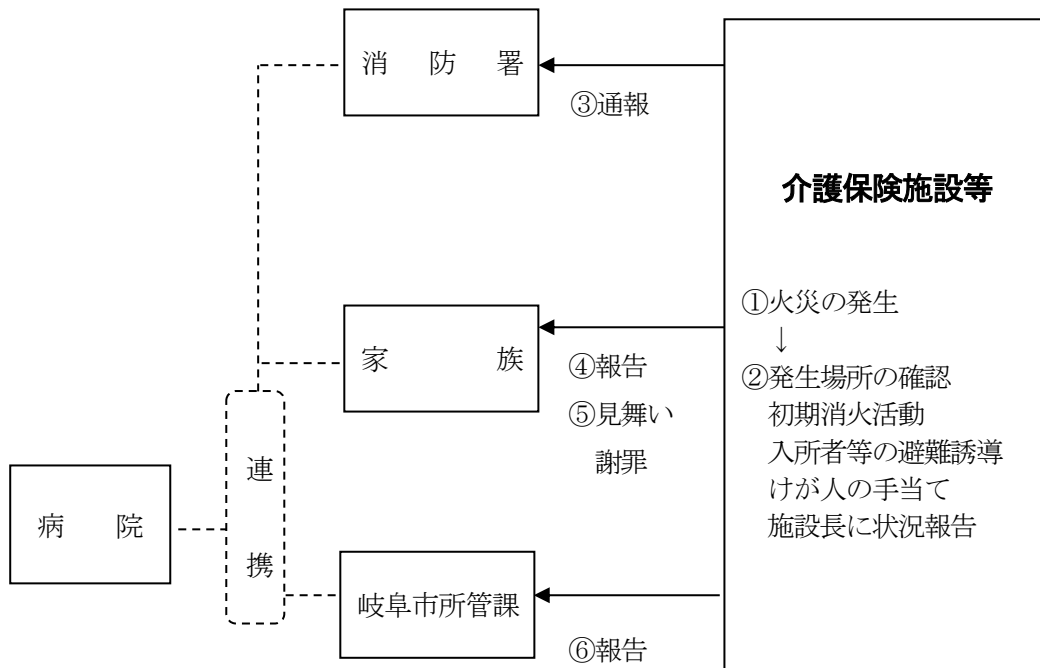
【火災の場合】

(1) 対応について

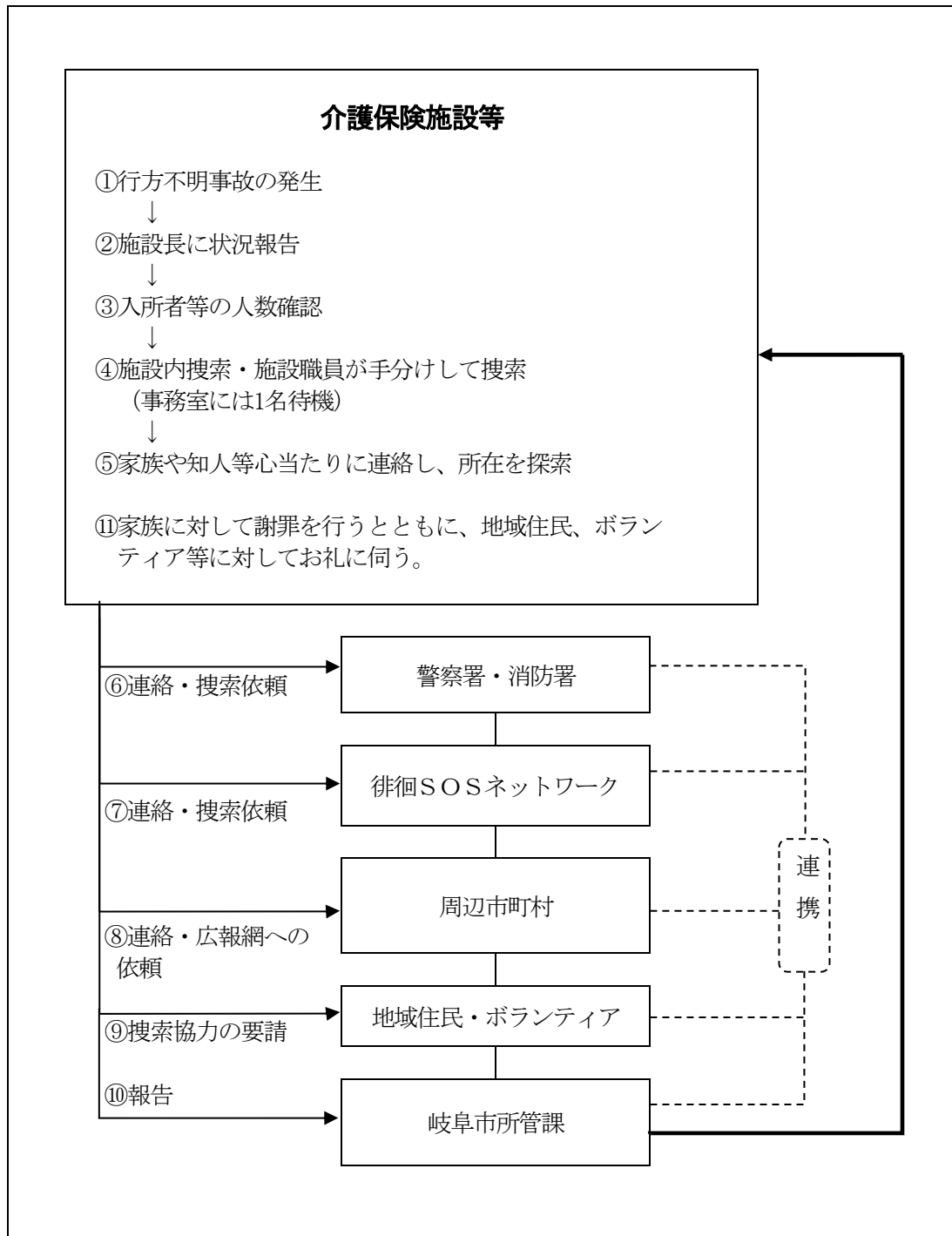
※実施順序は、施設等の状況に合わせて適宜調整も可とする

施設内において火災が発生した場合の対応	
施	①火災の発生
	②・発生場所の確認。 ・初期消火活動、入所者等の避難誘導を行う。 ・けが人の手当て等を行う。 ・施設長（管理者）に状況を報告する。
	③消防署に通報し、消防車・救急車の出動を要請する。 〇〇消防署 TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
設	④死亡又はけがをされた入所者等の家族へ報告を行い、火災発生の経緯及び発生時の状況等の説明を行う。
	⑤施設長等は早急にお見舞いと謝罪を行う。
等	⑥市所管課に報告する。（電子メールによる報告が望ましい。） ※事故・事件の発生報告→ <u>様式2-1、2-2</u> 介護保険課 TEL：058-214-2093 E-mail：kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp FAX：058-267-6015 高齢福祉課 TEL：058-214-2172 E-mail：kourei@city.gifu.gifu.jp FAX：058-264-5090

(2) 対応イメージ図



(2) 対応イメージ図



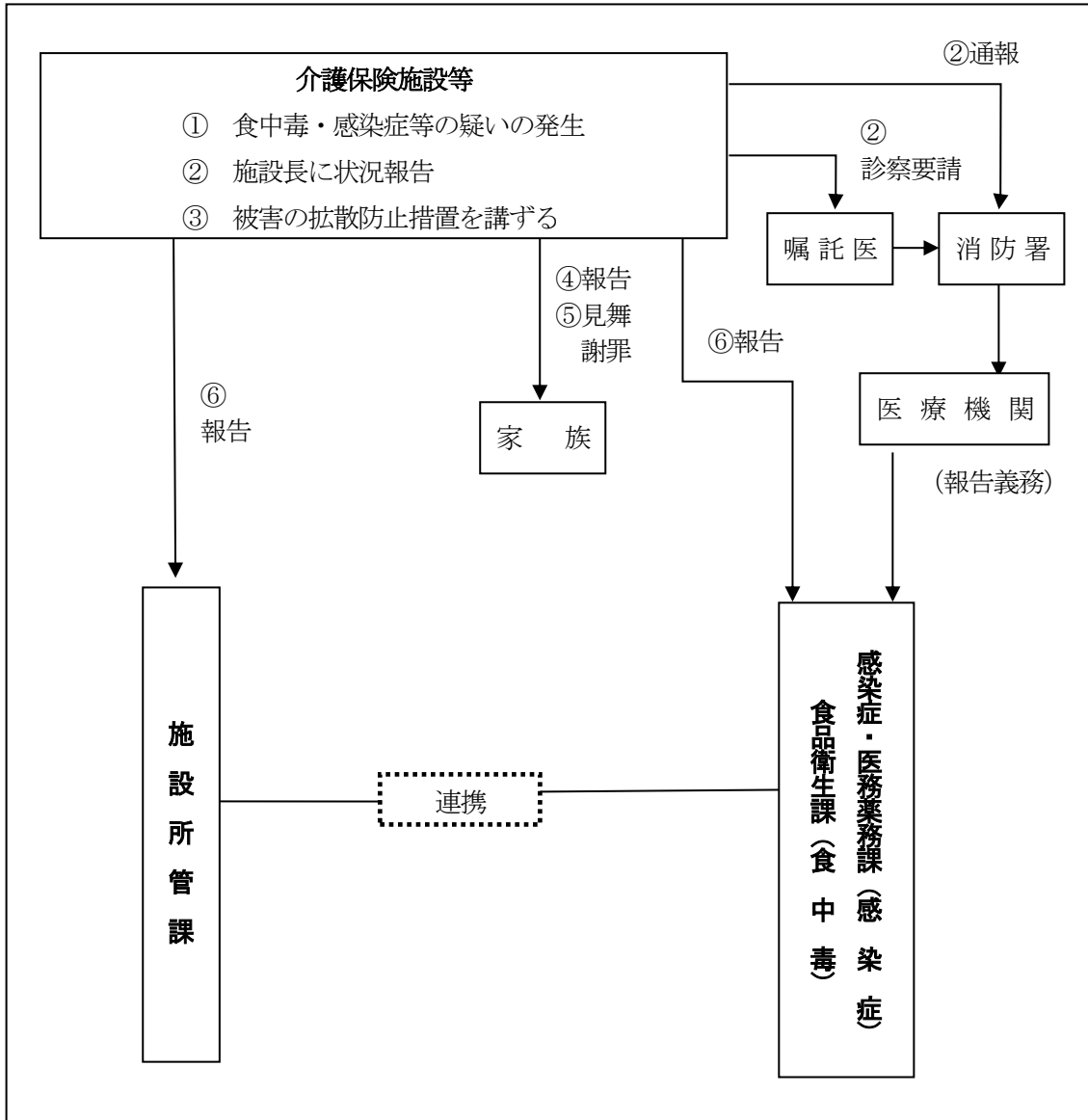
【食中毒・感染症等が発生した場合】

(1) 対応について

※実施順序は、施設等の状況に合わせて適宜調整も可とする

施設内において食中毒・感染症等が発生した場合の対応	
	①食中毒・感染症等の疑いの発生
	②・施設長に状況を報告する。 ・消防署に通報し、救急車を要請する。医療機関に通報する (嘱託医が設置されている施設にあっては、診察を要請)。 〇〇消防署 TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	③被害の拡散防止措置を講ずる。
	④被害を受けた入所者等の家族に報告する。
	⑤施設長等が早急にお見舞いと謝罪を行う。
施設	⑥市所管課、保健所等に報告する。(電子メールによる報告が望ましい。)
設	<p>【報告基準】</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 (平成17年2月22日付け厚生労働省通知より)</p> <p>※イの考え方について ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の患者等が発生してからの累積の人数ではない。 (高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月 厚生労働科学特別研究事業作成)より)</p> <p>※ウの活用について 「ア及びイ」は、社会福祉施設等からの報告数値の目安を示したものであり、その基準に達するまで報告する必要がないというものではない。施設等において、複数の者が嘔吐や下痢などの感染症・食中毒の発生が疑われる症状を示した場合は、適宜報告(又は、その状況について管轄の保健所に相談)していただきたい。</p>
	<p>※報告 インフルエンザ患者の発生 → 様式4-1 インフルエンザ患者の死亡 → 様式4-2 食中毒、感染症等患者の発生 → 様式5-1 食中毒、感染症等患者の死亡 → 様式5-2</p>
等	<p>介護保険課 TEL：058-214-2093 E-mail：kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp FAX：058-267-6015</p> <p>高齢福祉課 TEL：058-214-2172 E-mail：kourei@city.gifu.gifu.jp FAX：058-264-5090</p> <p>保健所感染症・医務薬務課 TEL：058-252-7187 E-mail：kansen@city.gifu.gifu.jp FAX：058-252-1280</p> <p>保健所食品衛生課 TEL：058-252-7194 E-mail：syokuhin@city.gifu.gifu.jp FAX：058-252-0639</p>

(2) 対応イメージ図



※食中毒・感染症等の場合、法令に基づき医療機関から保健所に報告が行われることとなっているが、的確かつ早期に各種対策を講じる必要があることから、社会福祉施設等から市等にも直接報告をもらうこととする。